

【作成上の留意事項】

～有料老人ホーム～

1 提出方法

- ① 今年度より提出方法が「メール」ではなく「インターネット上の提出フォーム (LoGo フォーム)」になりました。
- ② 令和 6 年 12 月 6 日付「有料老人ホーム重要事項説明書等の提出について (依頼)」の「3 提出方法」に、URL と QR コードを記載しております。ログインしてフォームの流れに沿ってご回答いただき、必要書類を提出してください。

2 重要事項説明書

- ① 令和 5 年 11 月より重要事項説明書が word 様式から excel 様式に変更されています。さらに、令和 6 年 12 月より様式が ver1.1 から ver1.2 に更新されました。必ず最新の excel 様式 ver1.2 で作成してください。(令和 6 年 11 月 25 日付「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について (通知)」をご確認ください。NAGOYAかいごネットに掲載しています。)
 - ② 設置届や変更届で届出済みの内容と相違がないか確認のうえ、提出してください。
 - ③ ご提出いただいた重要事項説明書の内容がそのまま情報公表システムにて公表されますので、正確に入力してください。
 - ④ 令和 6 年 7 月 1 日時点又はその後更新している場合は直近のものを提出してください。
- ※ 重要事項説明書の作成につきましては、NAGOYAかいごネットの「有料老人ホームのページ」に掲載されております「重要事項説明書の作成マニュアル (記載例)」をご参照ください。

3 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

- ① 直近の事業年度分を提出してください。
- ② 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、それぞれの直近の事業年度の財務諸表を併せて提出してください。
- ③ 複数の有料老人ホームもしくはサービス付き高齢者向け住宅を設置運営している場合は、全体で 1 部の提出で結構です。

4 その他

- ① 有料老人ホーム設置届の添付書類記載項目に変更が生じている場合は、別途、有料老人ホーム変更届の提出が必要です。
- ② 重要事項説明書は、定期的に更新して入居者等に情報提供してください。
- ③ 重要事項説明書 ver1.2 の様式はNAGOYAかいごネットの「有料老人ホームのページ」の事業者向け情報内にありますので、そちらからダウンロードしてください。